

公 示 送 達 書

大鰐町告示 第 1 1 8 号

告 示

介護保険法第 1 4 3 条（地方税法第 2 0 条の 2 の規定を準用）の規定により次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保健福祉課介護保険係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 9 月 7 日

大鰐町長 山 田 年 伸

書 類 の 名 称	送達を受けるべき者	摘 要
令和 8 年度介護保険料 第 1 期督促状	青柳 千賀子	

（注）地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。